

社会福祉法人 椿ヶ丘 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人椿ヶ丘（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう常勤役員等とは、理事長及び専務理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び賞与・退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び慰労金を支給する。

2 退職手当は、役員等として任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1-1に定める額
- (2) 賞与については、別表第1-2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第1-3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、給与規定第16条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算出方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2-1に定める額
- (2) 慰労金については、別表第2-2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は別表第3の定めによる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、前営業日とする。

- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度分合計し、月末に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、口座振込みにより支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を日割りによって支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算によって計算する。
- 4 本条2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から適用、施行する。
2. この規程施行日の日から従前の役員及び評議員の報酬等に関する規程を廃止する。